

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 10 章 キャッシュ・フロー計算書の様式

10-3 表示方法

10-3-2 直接法 (承前)

また、キャッシュ・フロー計算書がそもそも作成されるようになったのは、発生主義会計を採用したことにより、費用と収益から計算される利益と、収入と支出から計算されるキャッシュ・フローの間に差が生じるようになったためである。直接法によるキャッシュ・フロー計算書では、後述する間接法とは異なり、損益計算から算出される利益というものが計算に含まれているわけではないので、利益とキャッシュ・フローに差が生じた理由を明らかにしないという問題点が指摘できる。

10-3-3 間接法

間接法は、税引前当期純利益の金額から資金の動きをともなわない取引（非資金損益項目）を調整する方法である。この方法はしばしば調整法とも呼ばれる。

間接法は、利益とキャッシュ・フローの間になぜ差が生じるのかという点に着目した方法といえるだろう。この差が生じる理由は、大きく分けて 2 つある。1 つは、費用・収益の計上のタイミングと支出・収入のタイミングが異なる場合であり、もう 1 つは固定資産の減価償却費に代表されるように、資金の増減はないが損益計算はおこなわれる取引の存在である。間接法では、税引前当期純利益から計算を始め、この差の調整計算をおこなうことで、業務活動によるキャッシュ・フローを計算する。

直接法と間接法は、計算過程が異なるが、その結果は同じとなる。しかし、すべてのキャッシュ・フローに関する取引が表示されている直接法と比べると、間接法は理解しにくいという欠点がある。その一方で、間接法は作成された損益計算書から、非資金損益項目を調整することで作成するため、期中のすべての取引から必要なものを抽出するといった煩雑な作業が必要なく、作成に関して実務的な利点があるといえよう。また、利益とキャッシュ・フローとの差を明確に表示するので、損益計算とキャッシュ・フローの状況の関係性を把握しやすいという利点がある。一般的には、その実務的な優位性からも、間接法の方が広く用いられている方法といえよう。

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

令和 6 年度
介護報酬改定

令和 6 年度は、医療分野の診療報酬改定と同じタイミングで介護報酬の改定も実施されます。今回の介護報酬改定の基本的な考え方をご紹介します。今回ご紹介した内容に即して、具体的な介護報酬改定が行われます。

基本方針

「人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」基本的な視点として、介護報酬改定を実施」

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくり
4. 精度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

「地域包括ケアシステムの深化・推進」

- ・医療と介護の連携の推進
- ・質の高い公正中立なケアマネジメント
- ・感染症や災害への対応力向上 等

「自立支援・重度化防止に向けた対応」

- ・リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組 等

「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」

- ・介護職員の処遇改善 等

「制度の安定性・持続可能性の確保」

- ・評価の適正化・重点化
- ・報酬の整理・簡素化

「その他」

- ・書面揭示規制の見直し
- ・基準費用額（居住費）の見直し
- ・通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化 等